

社会福祉法人熊本南福社会役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本南福社会（以下、「熊本南福社会」という）の評議員、理事、監事に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 熊本南福社会の事業執行の為に評議員、理事、監事が勤務した時は、報酬として日額10,000円を支給する。ただし、理事のうち熊本南福社会の職員にあるものには支給しない。

2 熊本南福社会の事業執行の為に、理事長が勤務した月は、報酬として月額350,000円を支給する。

3 報酬は、当該職務の終了後に支給する。ただし、第2項の報酬については、毎月21日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員、理事、監事が熊本南福社会の用務の為に旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費については、熊本南福社会旅費規程によるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

附則 この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。